

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ労働相談センター

札幌圏雇用センサス 2012年8月の相談状況

労働相談、正社員に集中！「賃金不払い」「いじめ」…

1. 労働相談の概況について

(1) 相談件数について

資料-1 「2012年8月 月別労働相談処理状況」

資料-2 「2012年8月 相談者数（雇用形態別・男女別、業種別）相談案件処理状況」

資料-3 「2012年 雇用形態別 相談者数・相談件数 月別集計」

8月は相談者数61人、相談件数116件、1人当たり相談件数は1.90件となりました。対前月比はそれぞれ+13人、+13件、-0.25件となっています。

8月の相談者数は例年減少する傾向にありますが、今年は前月と比べて大きく増加しました。1月以降、相談者数は第3位、相談件数では第2位となり、特異な傾向を示しています。

(第1表) 【相談者数・相談件数・一人当たり相談件数の比較】

		相談者数	相談件数	1人当たり相談件数
2012年	8月	61人	116件	1.90件
	7月	48人	103件	2.15件
2011年	8月	64人	93件	1.45件
	7月	76人	130件	1.71件

(2) 男女雇用形態別相談者数及び件数について

資料-3 「2012年 雇用形態別 相談者数・相談件数 月別集計」

資料-4 「2012年8月 相談件数（雇用形態・相談項目別）」

相談者61人の内訳は社員37人、期限付雇用契約者（契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣）23人、不明他1人で、男女比では男性が46人で75%弱を占めています。

相談件数116件の内訳は社員70件、期限付雇用契約者45件、不明他1件で、男女比では男性84件、女性32件となり、男女別の1人当たり相談件数は男性1.83件、女性2.13件でした。相談者数、相談件数の60%強を社員が占めています。

また、男女比が大きい社員と臨時では男性の相談者数、相談件数が80%を大きく上回り、パートでは女性の相談件数が80%強を占めています。

(第2表) 【男女雇用形態別 相談者数（人）】

性別	社員	有期雇用契約者							不明その他	合計
		契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	小計		
男性	32	4	2	5	1	0	1	13	1	46
女性	5	3	5	1	0	0	1	10	0	15
合計	37	7	7	6	1	0	2	23	1	61

(第3表) 【雇用形態別 相談件数（各上段）と一人当たり相談件数（各下段）・件】

	社員	有期雇用契約者							不明他	合計
		契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	小計		
男性	61	5	3	12	1	0	1	22	1	84
	1.91	1.25	1.50	2.40	1.00		1.00	1.69	1.00	1.83
女性	9	6	14	2	0	0	1	23	0	32
	1.80	2.00	2.80	2.00	0.00		1.00	2.30	0.00	2.13
合計	70	11	17	14	1	0	2	45	1	116
	1.89	1.57	2.43	2.33	1.00		1.00	1.96	1.00	1.90

### (3) 業種別相談状況について

資料－2 「2012年8月 相談者数（雇用形態・男女別、業種別）、相談案件処理内容」  
資料－5 「2012年 業種別 相談者数・相談件数 月別集計」

業種別相談状況による相談者数と相談件数の分布は次通りです。

(業 種 別)	(相談者数)	(相談件数)	(1人当たり相談件数)
卸・小売業・飲食店	13人	25件	1.92件
ビル管理・警備業	8人	9件	1.13件
その他サービス業	7人	20件	2.86件
通信・報道・IT業	6人	18件	3.00件
金融保険・不動産業	6人	8件	1.33件
医療福祉・医薬品業	5人	7件	1.40件
交 通 業	4人	9件	2.25件
公務・公共サービス	3人	4件	1.33件
建設・設計・重機業	2人	2件	1.00件
陸 運・倉 庫 業	2人	6件	3.00件
食 品 加 工 業	1人	1件	1.00件
エネルギー・水道産	1人	1件	1.00件
商品斡旋・リース業	1人	3件	3.00件
教 育・学 校	1人	2件	2.00件
分類不能・その他	1人	1件	1.00件

- (注) (1) 「農林漁業・協同組合」「鉱業」「製造業」「会計行政司法事務所」は相談者なし。  
(2) 「労働者派遣業」の相談者2人は、相談内容が派遣先の問題であるため当該業種に含めている(資料2参照)。相談件数はいずれも1人1件。

相談者は大型小売店や自動車販売店を中心に「卸・小売業・飲食店」に集中しており、相談件数は「卸・小売業・飲食店」「その他サービス業」で20件を超え、「通信・報道・IT業」がこれに続いています。「通信・報道・IT業」及び「金融保険・不動産業」の相談者数と相談件数の増加は年間を通じて突出しており、相談者の67%以上を社員男性が占めています。

### (4) 相談内容について

資料－4 「2011年8月 相談件数（雇用形態別・相談項目別）」  
資料－6 「2011年 主相談項目別相談者数 月別集計」  
資料－7 「2011年 相談項目別相談件数 月別集計」

① 相談項目別相談者数と相談件数の分布及び主要相談内容と相談件数は次表のとおりです。

	(主相談者数)	(全相談件数)	(主な内容・件数)
賃金関係	11件	23件	(不払残業13、賃金不払・控除8)
雇用関係	13件	17件	(解雇・退職強要11、合理化・倒産4)
労働契約関係	5件	15件	(就業規則・雇用契約11)
差別等	7件	13件	(嫌がらせ・パワハラ13)
退職関係	6件	11件	(退職手続7、定年問題3)
その他	6件	11件	(経営問題・労務管理6)
安全衛生	7件	10件	(労働災害5、安全衛生2、その他2)
保険・税	2件	9件	(労働保険6、社会保険3)
労働時間関係	2件	4件	(長時間・時間不定2、時間変更1)
労働組合関係	2件	3件	(不当労働行為1、労使関係1)

(注) 「主相談者数」は当該相談項目を主な相談対象とした相談者の数。「全相談件数」は複数項目にわたる相談数の相談項目別分布

相談件数が定常的に多い「労働契約関係」「賃金関係」「労働時間関係」「雇用関係」のうち

「賃金関係」「雇用関係」の相談が今年の最多となり、「労働時間関係」が最小となりました。  
 この他、「差別等」「退職関係」「安全衛生」の相談件数も今年の最多となりました。

② 各相談項目の男女雇用形態別相談件数の分布は第4表のとおりです。

(第4表) 【各相談項目の男女雇用形態別相談件数】

相談項目	社員		契約		パート		臨時		嘱託		季節		派遣		不明他		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
組合	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
契約	5	0	0	2	1	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	7	8	15
賃金	13	1	2	1	0	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	19	4	23
時間	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
雇用	13	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	3	17
退職	7	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	3	11
保険	2	3	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	9
安全	3	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	8	2	10
差別	8	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	10	3	13
経営	4	1	0	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8	3	11
合計	61	9	5	6	3	14	12	2	1	0	0	0	1	1	1	0	84	32	116
		70		11		17		14		1		0		2		1			

全相談件数116件の72.4%(84件)が男性の相談で圧倒的多数を占めています。相談項目別では「契約関係」「保険・税」の相談で女性が多数となっています。

雇用形態別では社員が60%(70件)を占め、その87%(61件)は男性の相談でした。社員男性は、相談件数の多い「賃金関係」の56.5%、「雇用関係」の76.5%、「差別」の61.5%、「退職関係」の63.6%を占めています。また、対前月の相談件数が11件増加した臨時男性も「安全衛生」「賃金関係」「経営・労務関係」の相談件数を押し上げました。

(5) 違法件数について

- 資料-8 「2012年8月 違法件数(雇用形態別・相談項目別)」
- 資料-9 「2012年8月 違法件数(業種別・相談項目別)」
- 資料-10 「2011年 相談項目別 違法件数 月別集計」

① 相談者61人から寄せられた116件の相談中、違法と判断される項目は60件ありました。これによる違法率は51.7%となります。違法件数60件の内訳は第5表のとおりです。

(第5表) 【項目別違法件数、違法率の分布】

項目	違法件数	違法率	全相談件数
労働組合関係	1件	33.3%	3件
労働契約関係	5件	33.3%	15件
賃金関係	19件	82.6%	23件
労働時間関係	2件	50.0%	4件
雇用関係	8件	47.1%	17件
退職関係	4件	36.4%	11件
保険・税	5件	55.6%	9件
安全衛生	6件	60.0%	10件
差別	4件	30.8%	13件
経営問題・労務管理	6件	54.5%	11件
総数	60件	51.7%	116件

違法件数及び違法率は今年最多の61件(6月)、53.6%(4月)に並ぶ高位となりました。相談件数の多い項目では「賃金関係」82.6%が突出し、「安全衛生」60.0%、「経営問題・労務管理他」54.5%、「雇用関係」47.1%、「退職関係」36.4%、「労働

契約関係」33.3%、「差別等」30.8%が高率となっています。

違法な労務管理、労災隠し、悪質な脅し・パワハラ、これに起因する解雇・退職問題、賃金の遅配や残業代不払いなど、悪質な問題の相談が増加しています。

② 雇用形態別及び業種別の違法件数、違法率の分布は第6表のとおりです。

(第6表) 【雇用形態・職種別違法件数、違法率】

雇用形態別		違法件数	違法率 (%)	相談件数	業種別	違法件数	違法率 (%)	相談件数
社員	男	35	57.4	61	食品加工業	1	100	1
	女	5	55.6	9	建設・設計・重機業	1	50.0	2
契約	男	0	00.0	5	製造業	0	00.0	0
	女	4	66.7	6	エネルギー・水道業	0	00.0	1
パート	男	1	33.3	3	通信・報道・IT業	7	38.9	18
	女	5	35.7	14	交通業	7	77.8	9
臨時	男	8	66.7	12	陸運・倉庫業	3	50.0	6
	女	0	00.0	2	卸・小売業・飲食店	13	52.0	25
嘱託	男	1	100	1	商品斡旋・リース業	2	66.7	3
	女	0	00.0	0	金融保険・不動産業	3	37.5	8
派遣	男	1	100	1	医療福祉・医薬品業	2	28.6	7
	女	0	00.0	1	ビル管理・警備業	5	55.6	9
不明他	男	0	00.0	1	教育・学校	1	50.0	2
	女	0	00.0	0	その他サービス業	13	65.0	20
全雇用	男	46	54.8	84	公務・公共サービス	2	50.0	4
	女	14	43.8	32	分類不能・その他	0	00.0	1
合計		60	51.7	116	全業種合計	60	51.7	116

(注) 業種別表では、違法件数及び相談件数が0件の一部業種を省略した。

雇用形態別違法率で全平均51.7%を上回ったのは「社員」「臨時」が共に57.1%で、「嘱託」は相談件数1件で100%でした。

同じく業種別では、「交通業」77.8%、「商品斡旋・リース業」66.7%、「その他サービス業」65%、「ビル管理・警備業」55.6%、また「食品加工業」は相談件数1件で100%でした。

## 2. 雇用情勢について

(1) 8月の相談状況は次のような特徴を示しました。

i 相談者は例年の傾向に反して相談件数と共に年間最多レベルに増加しました。男女別では社員男性が激増し、臨時でも増加したのに対して、女性はパートで激減し、契約でも減少しました。この結果、男性相談者は全体の75%を上回りました。

業種別相談者は、男女相談者の増減に関連して「通信・報道・IT業」「金融保険・不動産業」「ビル管理・警備業」で顕著に増加し、「医療福祉・医薬品業」で減少しました。

ii 相談内容では、相談件数が定常的に多い相談項目のうち、「賃金関係」「雇用関係」が大きく増加し、「労働時間関係」が減少しました。他に「差別等」「退職関係」「安全衛生」の相談も目立って増加しました。

具体的な相談内容は、「不払残業」「賃金不払・控除」「解雇・退職強要」「嫌がらせ・パワハラ」「退職手続」「労務管理」「労働災害」「労働保険」等の相談が増加しており、これらについては違法行為の相談も多く、「労働時間関係」など、相談件数が減少した項目でも違法率は高いレベルにあります。

(2) このような状況から8月の相談に見る雇用情勢は次のようにまとめることができます。

- i 相談者は男性が圧倒的で、雇用形態は社員及び臨時に多く、業種では「卸・小売業、飲食店」のほか、「通信・報道・IT業」「ビル管理・警備業」「金融保険・不動産業」で増加しています。

これに対して相談内容から見える状況は、職場に長時間、無賃労働とずさんな労務管理がはびこっていること。仕事の遂行に対してパワハラ、嫌がらせ、威圧的な指導などの不当な干渉が行われており、労災発生に対する隠蔽も増え、結果的に不本意な退職に追い込まれて退職手続や雇用保険の問題及び賃金等相談に発展していることが判ります。

8月の相談状況で、前記の各業種には社員男性が多く分布しており、平常時には違法な長時間・無賃労働に耐え、退職時にこれを問題にするという社員の特性が「労働時間関係」の相談件数が少なく、退職相談と共に賃金不払や残業代の請求に関する相談件数が数倍に及んでいることにその特徴が現れています。

- ii 8月は以上のような相談が増加すると共に、パートなど非社員労働者の相談が減少したことでこれらの雇用状況が浮き彫りにされましたが、このような非人間的労働環境を撲滅し、健康で家族共々安心した生活を営むためには、労働組合とその運動に日常的に加わるのが不可欠な条件です。

このことは、社員外の不安定な労働者の処遇改善の運動にも視野を広げることになり、既存の労働組合はこのような労働者の組織化と運動の拡大をより重視して取り組む必要があります。

#### 〔関係資料〕

- 資料－1 「2012年8月 月別労働相談処理状況」
- 資料－2 「2012年8月 相談者数（雇用形態別・男女別、業種別）相談案件処理状況」
- 資料－3 「2012年 雇用形態別 相談者数・相談件数 月別集計」
- 資料－4 「2012年8月 相談件数（雇用形態・相談項目別）」
- 資料－5 「2012年 雇用形態別 相談者数・相談件数 月別集計」
- 資料－6 「2011年 主相談項目別相談者数 月別集計」
- 資料－7 「2011年 相談項目別相談件数 月別集計」
- 資料－8 「2012年8月 違法件数（雇用形態別・相談項目別）」
- 資料－9 「2012年8月 違法件数（業種別・相談項目別）」
- 資料－10 「2011年 相談項目別 違法件数 月別集計」